

公益財団法人向日市スポーツ文化協会名誉役員規程

(目的)

第 1 条 本規程は、公益財団法人向日市スポーツ文化協会（以下「協会」という。）基本規程第 6 条に定める名誉役員に関する事項について定める。

(名誉役員)

第 2 条 本協会に名誉役員として最高顧問、特別顧問、名誉顧問、顧問及び参与を置くことができるものとする。

(選任基準)

第 3 条 前条に定める名誉役員は、以下の選任基準に基づき候補者を選任し、理事長が理事会に諮る。

なお、本協会役員経験者のうち名誉役員の対象者は、本協会法人化後の役職者とする。

最高顧問	向日市長の職にある者
特別顧問	向日市選出の京都府議会議員の職にある者 向日市教育委員会教育長の職にある者
名誉顧問	本協会理事長の職を務めた者
顧問	本協会評議員、理事、監事を 2 期以上務めた者 理事会が顧問に相応しいと認めた者
参与	基本規程第 3 条第 1 項に定める指定登録団体の長の職にある者 基本規程第 3 条第 1 項第 3 号に定める登録団体の長の職にある者のうち、 理事会が協会運営に尽力いただき、参与に相応しいと認めた者 その他理事会が参与に相応しいと認めた者

(任期)

第 4 条 名誉役員の任期は、最高顧問、特別顧問及び名誉顧問は任期を定めず、顧問及び参与の任期は、90 歳をもって名誉役員の任期とし、基準日は協会基本規程第 4 条及び第 5 条に定める基準日とする。

(退任)

第 5 条 名誉役員は、以下の場合に退任することができ、また、退任しなければならない。

- (1) 本人が死亡した場合
- (2) 本人から辞退の申し出があり理事会が認めた場合
- (3) 基本規程第 3 条に定める登録団体の長が、長でなくなった場合
- (4) 本人が本協会定款に定める役員となった場合
- (5) 本人の事情等で理事会が適任でないと判断した場合

(支援・協力)

第6条 本協会は、名誉役員に対し「協会ニュース」を毎回送付し、また、本協会が主催する「向日市スポーツ交流フェア」や「スポーツ情報交換会」等の主要行事の案内を行うものとする。名誉役員は可能な限り協会行事等に参加し、協会を支援するものとする。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議とする。

附 則 (令和4年3月29日規程第3号)

(施行期日)

この規程は、理事会の議決があった日から施行する。